

適合証明申請添付書類一覧

小川町都市政策課 開発建築担当

令和7年12月1日

適合証明一般【都市計画法線引前又は過去許可済みの宅地における増改築】 都市計画法施行規則第60条関係

提出部数:2部(正本1部、副本1部)

No.	添付書類等	備考	チェック
1	開発行為又は建築等に関する証明交付申請書	小川町都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則 様式第26号	
2	委任状	申請者の委任を受けて代理者が行う場合。①代理者の資格 ②住所 ③電話及びFAX番号等を記載すること。	
3	理由書	※市街化区域は、添付不要	
4	土地登記事項証明書(※閉鎖謄本)	申請日以前6か月以内に交付されたもの	
5	農振農用地区域除外証明書	申請地の地目が田又は畑の場合	
6	都市計画図(申請地位置図)	①方位 ②縮尺 ③位置を明記(朱書き)	
7	位置図(案内図)	①方位 ②縮尺 ③位置を明記(朱書き)	
8	公図の写し	①方位 ②縮尺 ③申請地及び隣接地の地番・地目を記入 ④区域朱線囲み	
9	現況写真(全景2方向以上)	①道路を入れて撮影 ②区域朱線囲み ③写真番号・撮影方向を土地利用計画図に記入	
10	求積図(実測)	①面積(小数点第2位) ②全ての辺長を記入(mmまで) ③方位・縮尺等記入	
11	土地利用計画図(※建築物等の配置図等を兼ねる場合は当該図面名を併記)	①道路(ア幅員 イ道路番号 ウ建築基準法第42条該当号) ②全ての辺長を記入(mmまで) ③既存・計画建築物等の位置・用途・建築面積・延床面積(全ての建築物)、境界線からの距離及び建築物間の離隔距離を明記 ④給水施設(自己居住用は不要) ⑤排水施設(ア種類 イ寸法 ウ流水方向 エ放流先の名称を記入) ⑥排水系統ごとに着色	
12	建築物の配置図(土地利用計画図を兼ねない場合)	①道路(ア幅員 イ道路番号 ウ建築基準法第42条該当号) ②全ての辺長を記入(mmまで) ③既存・計画建築物等の位置・用途・建築面積・延床面積(全ての建築物)、境界線からの距離及び建築物間の離隔距離を明記 ④除却建築物等の位置は破線等で明示 ⑤排水施設(ア種類 イ寸法 ウ流水方向 エ放流先の名称を記入) ⑥排水系統ごとに着色 ⑦建築規制の内容及び位置等を記入	
13	建築物平面図(各階別)	①縮尺 ②建築面積 ③各階床面積及び延床面積 ④建ぺい率及び容積率 ⑤建築規制の内容及び位置 ⑥設計者の署名又は記名	
14	建築物立面図(2方向以上)	①縮尺 ②建築物の最高高さ ③建築規制の内容及び位置 ④設計者の署名又は記名	
15	都市計画法に適合していることが確認できる書類	①前願の許可書等 ア 建築確認通知書(建築計画概要書又は建築台帳記載事項証明書) イ 適合証明書 ウ 開発又は建築許可通知書 エ 既存宅地確認通知書 ②家屋課税証明(※築年数が記載されている最近時のもの) ③建物登記事項証明書(申請日以前6か月以内に交付されたもの) ④土地・建物閉鎖謄本(申請日以前6か月以内に交付されたもの) ※③で地目変更日及び登記年月日が都市計画法線引前と判断できる場合は不要 ⑤旧公図	
16	その他許可権者が必要と認める書類		

図面の縮尺など添付図書については、埼玉県発行「開発許可制度の解説(令和6年10月版)」開発許可申請書等の作成及び手続(P392~)に基づき作成すること。

●申請書の様式は、小川町都市政策課のHPからダウンロードすることができます。(小川町HP⇒暮らし・手続き⇒住まい⇒開発・建築⇒開発許可⇒開発許可制度⇒申請書の様式)

●県庁HP(暮らし・環境⇒まちづくり⇒開発許可⇒開発許可制度の解説(令和6年10月版))

※全ての図面について設計者が記名又は署名し、区域を朱線で囲むこと。

※この証明は、建築確認申請の添付資料として審査機関が提出を求めるものです。

※証明書交付後における記載内容及び書類の訂正はできません。再申請になりますので、注意してください。